

平成22年11月定例県議会  
農水経済委員会補足説明資料

【諫早湾干拓事業関連控訴審判決について】

諫早湾干拓室

## 諫早湾干拓事業関連控訴審判決（12月6日）について

### 1 農地公金訴訟控訴審（公金支出差止等請求控訴事件）

#### （1）訴訟の概要

一審被告（被控訴人）：長崎県知事

訴訟内容：長崎県農業振興公社の干拓農地取得に係る県の公金支出の差し止め及び支出済み費用の返還を求める

#### （2）判決内容

原告の請求をいずれも棄却し、県全面勝訴

### 2 佐賀本訴控訴審（諫早湾西工区全面堤防工事差止等請求控訴事件）

#### （1）訴訟の概要

一審被告（控訴人兼被控訴人）：国

訴訟内容：諫早湾干拓地の潮受堤防の撤去又は排水門の常時開放及び損害賠償を求める

#### （2）判決内容

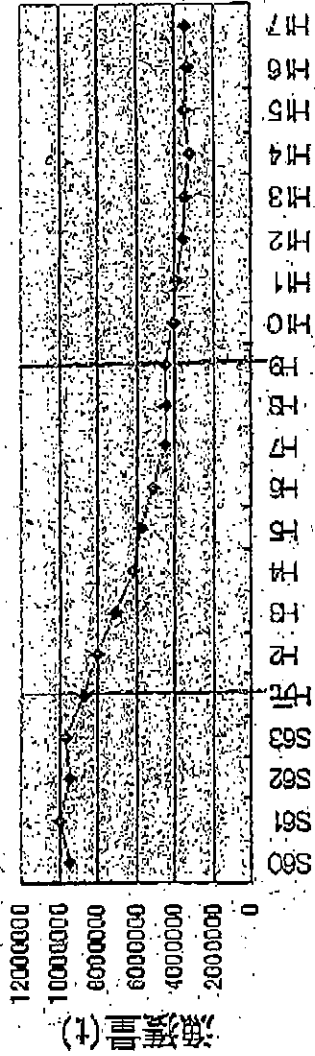
- ① 一審原告らは、諫早湾湾口部及びその近傍部における魚類についての漁業行使権を有している。
- ② 潮受堤防の締切と前記一審原告らの漁業被害との間の因果関係が認められるので、同人らは、その漁業行使権を侵害されている。
- ③ 潮受堤防の防災機能は限定的なものであり、干拓地における営農にとって本件潮受堤防の締め切りが必要不可欠であると言えない。各排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって、その防災機能を相当程度確保することができる。
- ④ 各排水門の常時開放は、防災上やむを得ない場合を除き常時開放する限度で認めることができる。ただし、代替工事に要する期間などを考慮し、判決確定の日から3年間は本件各排水門の開放を猶予し、5年間の開放を継続せよ。

福岡高裁（諫早湾干拓事業工事差止等請求事件）の判決（平成 22 年 12 月 6 日）における問題点

項目	判決書の該当箇所	問題点	備考
干拓事業と漁業被害との因果関係	<p>○ 国が提出した証拠によれば、堤防が締め切られた平成 9 年と平成 17 年の漁獲量を比較すると、魚類全体については、全国で約 24% 減少に対し、諫早湾では約 51% 減少するなど、全国的な傾向よりも急激に漁獲量が減少している。 (25頁)</p> <p>○ 諫早湾湾口部及びその近傍部では、魚類の漁獲量が減少するなどの漁業被害が発生した蓋然性が高く、経験則上、潮受堤防の締め切りと漁業被害との因果関係を肯定するのが相当。(26頁)</p>	<p>○ 乙第 582 号証によると、諫早湾近傍では堤防締め切りの前の 8 年、後の 8 年ともに約 1000 トン減少している。堤防締め切り前後を通して変わらないう減少傾向を示しており、堤防締め切りによって減少したものととは認められない。</p> <p>○ 平成 17 年の工事差止仮処分事件に関する最高裁決定（平成 17 年 9 月 30 日）は、諫早湾干拓事業と漁業被害の因果関係は認められておらず、今回の福岡高裁判決は因果関係を認めており、甚だ疑問。</p>	乙 第 582 号証

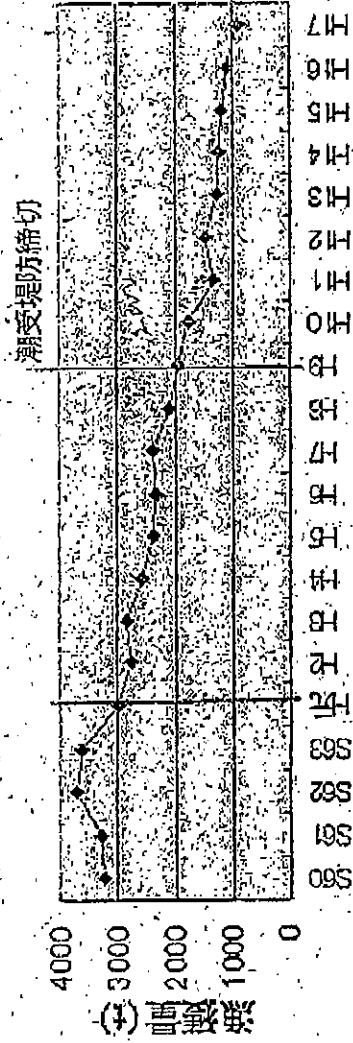
乙第 582 号証の 1

全国の漁獲量の推移(魚類)



乙第 582 号証の 3

諫早湾近傍漁業地域の漁獲量の推移(魚類)



項目	判決書の該当箇所	問題点	備考
防災効果の低い評価	<p>【常時排水の改善】</p> <p>○ 本明川の平成17年の整備状況では整備目標流量が流下した場合、ほぼ全川にわたり計画高水位を大きく上回る状況であり、常時排水の改善を防災機能として評価することは困難。(28頁)</p> <p>【洪水時の防災機能】</p> <p>○ 潮受堤防締め切り後の12年間に農業関連被害総額が3億円程度以上の湛水被害が3回発生して、河川改修や排水設備の設置・強化が必要な状況であるから、洪水時の防災機能は限定的。(30頁)</p>	<p>【常時排水の改善】</p> <p>○ 潮受堤防でガタ土の堆積による河川や排水樋門の排水阻害が解消され、河川改修が可能となり、常時排水が改善されたことにより、湛水被害は大幅に改善。背後地の農業生産も増大している。</p> <p>○ 排水不良は湛水被害につながり、常時排水の改善は防災機能と評価すべき。</p> <p>○ なお、本明川の整備目標流量は昭和32年の諫早大水害に相当する大洪水時を想定したものであり、常時の排水時に想定される流量ではない。にもかかわらず、これを基に常時排水の改善効果を防災効果として否定するのは失当。</p> <p>○ 計画高水位を下回るよう整備を進めている途中段階であり、その段階で防災機能がないと評価するのは不当。</p> <p>【洪水時の防災機能】</p> <p>○ 潮受堤防締め切り前の15年間(S57～H8)には、農業関連被害総額が3億円程度以上の湛水被害は7回発生していたのに対し、締め切り後の12年間(H9～21)には、3回に減少しており、防災機能が発揮されている。</p>	

項目	判決書の該当箇所	問題点	備考
<p>防災効果の低い評価</p>	<p>○ 排水対策としてのポンプ増設費用約200億円のの中には、常時開放とは無関係に必要なものも相当程度含まれている。直ちに約200億円の社会的損失が発生すると解することはできない。(31頁)</p> <p>○ 完全な気象予報ができない以上全ての場合に適切に閉門操作することができるとは言えないが、相当程度は実績と符合する予報がされたと言えらるから、必要時の閉門によって、高潮時、洪水時の防災機能を一定程度確保できる。(31頁)</p>	<p>○ 潮受堤防の洪水時の防災効果は、もともと常時マイナス1メートルの調整池水位管理を前提とした河川改修や排水機場の設置等と組み合わせて計画されている。河川改修の効果を出すためには、潟土の遡上を阻止する堤防締切りが前提</p> <p>○ 排水門を常時開放すれば再び潟土が堆積し、河川改修の効果を減殺してしまう。</p> <p>○ 調整池のマイナス1メートル管理の場合に比べて、排水門を常時開放する場合には潮位に連動して調整池の水位も上昇することから、排水ポンプの能力を増強する必要がある、その増強部分に約200億円必要と試算されている。常時開放と無関係に必要なものは含まれておらず、事実誤認である。</p> <p>○ 高潮に対しては直近で排水門を閉めることにより、防災効果を発揮できるが、潮汐と降雨が関係する洪水に対しては、直近の予報に基づき閉門操作では災害の危険を回避することは困難。必要時の閉門によって防災機能を一定程度確保できるという評価は失当である。</p>	

項目	判決書の該当箇所	問題点	備考
<p>防災効果の低い評価</p>	<p>○ 証拠によれば、平成11年に3時間雨量が10mm以上であったことが83回あり、そのうち25回は24時間前に3時間雨量が10mm以上である旨の予報であった。(31頁)</p> <p>○ 上記の通り予報と実績の齟齬が認められたのは10年以上前のことであり、予報の精度向上も考えられる(31頁)</p>	<p>○ 常時開門となれば、調整池水位は小潮時には干潮時でも0メートルと背後地の低平地より高く、現在の調整池の管理水位-1.0メートルより高い状態が一週間近く続くことが想定される。大雨の予想が出て、その時点で排水できず、防災機能の確保は困難。</p> <p>○ 判決に示すとおり、平成11年に3時間雨量が10mm以上であったことが83回あり、24時間前に10mm以上である旨の予報が当たったのは25回しかない。83分の25の確率で、相当程度符合すると評価するのは著しく妥当性を欠く。</p> <p>○ 平成11年(10年以上前)の予報を証拠とし、直近の予報データは検証されておらず、恣意的な憶測に基づく判断となっている。</p> <p>○ 人の生命財産にかかわる排水門管理は徹格に安全に行われるべきであり、不確かな予報に依存させることは決して許されない。</p>	

項目	判決書の該当箇所	問題点	備考
防災効果の低い評価		○全国的に突発的な豪雨が発生する中、特に諫早は集中豪雨が多い地域であり、予報が当たらず大雨が降った場合湛水被害が発生する。常時開門すれば必要時の閉門操作により防災機能を確保することはできない。	



項目	判決書の該当箇所	問題点	備考
<p>潮受堤防は 営農にとっ て必要不可 欠</p>	<p>○ 調整池からの取水量は平成20年4月から同年12月までの間で合計23万1600立方メートルであり、代替水源を確保できる可能性も考えられ、干拓地のかんがい用水を確保するために潮受堤防の締切りが必要不可欠とまでいえない。(31頁)</p> <p>○ 一審原告らは、河川水、下水処理水の再利用、ため池等具体的な代替水源を主張するが、国は、計画水量330万トンを確保できないと主張するのみ。(32頁)</p> <p>○ 国は、潮風害、塩分遡上について、具体的危険性の有無、程度、対策の内容、費用等について具体的に主張立証しない。(32頁)</p> <p>○ 現時点で干拓地の営農にとって潮受堤防の締め切りが必要不可欠といえない。排水門を常時開放すると営農が破綻する、若しくは営農を維持するために過大な費用を要するとは認められない。(32頁)</p>	<p>○ 潮受堤防は営農にとって重要な農業用水の確保、塩害・潮風害の防止上、必要不可欠な施設。</p> <p>● 干拓農地の農業用水源の代替水源は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ため池、河川に干拓農地に回す水量の余裕は全くないこと、</li> <li>・ 下水道処理水も日当たり用水量が最大実績日用水量(約12000トン)の半分(約6000トン)しかなく、水質も全窒素が農業用水基準(1mg/L)の8倍(8mg/L)で不適、</li> <li>・ 地下水取水は地盤沈下を生じること、</li> </ul> <p>などから実現困難であること。</p> <p>○ 仮に取水堰の建設により水源確保するためには、約6百億円という過大な経費が必要</p> <p>○ 潮受堤防の締切りにより淡水となり、干拓、背後地の農地の塩害、潮風害を防止、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存堤防は老朽化しており、平成14年度の短期開門調査でも背後地の用水路に海水が浸入</li> <li>・ 締切堤防による淡水化により干拓地、周辺の背後地の農地への潮風害防止</li> </ul>	

項目	判決書の該当箇所	問題点	備考
<p>漁業への深刻な影響</p>	<p>○ 排水門の常時開放によって漁業被害が発生する具体的危険があること及び被害の程度等を認めることができないうし、対策費用試算の根拠は具体的に示されていない。(33頁)</p>	<p>○ 平成15年の国の中長期開門調査検討委員会シミュレーションによれば、干満の度に排水門付近に発生する激流は、底泥のガタ土を巻き上げ、3日間で諫早湾内へ、1ヶ月で有明海の対岸へ濁りが拡散し、周辺漁場へ甚大なる被害を及ぼすことが想定されているが、その点について考慮されていない。</p> <p>○ 平成14年の短期開門調査において、調整池の管理水位-1.0~-1.2メートルの間で1ヶ月、海水を導入したが、その際には、実際に、調整池内で淡水性の魚介類が約10トンも大量斃死、諫早湾内で多数のアサリ等が斃死し、国が約6千万円の補償する等被害が生じたことが考慮されていない。</p> <p>○ 潮受堤防の約1.2キロメートルの区間がながっていない時に、海水が出入りをする際その区間で潮位差から流速約2.5メートルの速い流れが生じ、干潮時は外側の漁場に被害が生じたことも考慮されていない。</p> <p>○ 以上により常時開門により漁業被害が発生する具体的危険性は認められる。</p> <p>○ 具体的事実に対して反証することなく被害発生を否定しており、事実誤認。</p>	

項目	判決書の該当箇所	問題点	備考
判決全体	○なし	<p>○ 漁業被害と潮受堤防締切りとの因果関係 を認め、その侵害された漁業行使権の回 復措置として排水門の5年間常時開放を 求めているが、常時開放が権利回復措置 として機能するのか（開門して漁場が回 復するのか）証明されていない。</p> <p>○ 対策の内容も費用も示さないのに、何の 根拠もなく諸対策に多額の費用は要しな いとして常時開門を認めており、実態を 把握しない不当な判断</p>	